

成年後見制度に係る帯広市の審判請求に関する要綱

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、帯広市が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき民法（明治29年法律第89条）に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）に係る審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の審査)

第2条 市長は、審判請求を行うに当たっては、後見等を必要とする状態にある審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の判断能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性。
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 市町村又は関係機関が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の効果
- (5) その他市長が確認を必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長は審判請求を行わない。

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等その他の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第5条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき事情があると判断した場合、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令に関する職権の発動（以下「費用負担命令」という。）を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、本人が帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める助成の対象者であるとされたときは、この限りではない。

- 2 市長は、この請求に基づき審判が行われ、成年後見人等が付された場合において費用負担命令がなされたときは、当該成年後見人等を通じて当該審判請求費用を当該対象者に求償するものとする。

(親族等への情報提供)

第6条 第2条第3号において、市長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、本人の状況等の情報を必要な範囲で当該親族に提供することができる。

- 2 前項において情報の提供を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(補足)

第7条 この要綱の実施に際し必要な事項は、別に市民福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月6日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。